

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和４年４月２６日（火）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年4月26日(火) 午後1時30分から 2時6分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

11番 弥 左 輝 彦

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	承認第1号 農業委員会事務局職員の任免について
第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第5	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第3号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
農地係長	小	池	秀 樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 11 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん本日はご苦労様でございます。

近頃は大変天気も良く、農作業も順調にはかどっているというところでございます。皆さん大変お忙しい中お集まりいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

会長

またコロナの関係でございますが、高い水準で経緯しているということで、なかなかコロナも収まりそうにない。

そういったなかで経済活動を動かすということで、先日会議のため札幌にも出向いたわけでございますけども、札幌の街中はやはりすごい人で、もうコロナと向き合っていくしかないということで、対策をしながら行動しているように見受けられました。

会長

また先日、檜山の地方連の総会がございまして、農業会議から佐藤部長に来ていただきまして、ただいまの農業情勢ということで、事務局を含めた勉強会を行ったわけです。農業は今までにない農業改革が行われようとしております。

会長

農業委員会に課せられる、人・農地プランの実質化。

これは今後とも地域の将来をどうするか、農業委員が中心となってやっていただきたいと。農地 1 筆ずつの図面を作成しなさいと。

将来的に誰が作るか、自分が作るか、第 3 者が作るかということを 1 筆ずつ全てに将来の目標としてあげてくださいというふうに法律が変わってきました。

会長

当初平成 24 年は、人・農地プランという案が出たわけでございますが、それから 3 年か 4 年したうちに、人・農地プランの実質化。

昨年辺りからは、人・農地プランの法定化ということで、農業委員会の皆様には大変仕事が増えるわけでございます。そういったなかで活動していただきたいと思います。

会長

また、大変話題になっています、水田利活用の関係でございます。

先日、再生協議会がございまして、牧草に関しては国が 1 万円、道が 5 千円、町の再生協議会では 2 千円ということで、1 万 7 千円の産地交付金が決定になってございます。

会長

そして今、水田を畑地化にするという問題もございます。

会長 ただ、私どもが思ったことは、簡単に水田を畑地化すれば、その水田が中山間事業であたっている水田であった場合どうなるのか地方連のときに質問させてもらいました。

 先日会議のため札幌に行ったときに聞いた農業会議からの回答は、特例で水田から畑地化にしても返還することは無いという確約を得ていますので、中山間の方に関しては畑地化にした場合も問題は無いのかなと思ってございます。

会長 あと問題は改良区。改良区の関係はあくまでも農業委員会は農業委員会の考え方で畑地化にした場合は現況地目を畑にしてくださいということです。

会長 そういったことで、今は要望等は出しにくい状態ですが、5月31日頃に農業委員会の会長達は何名か出向いて衆議院委員さんと打合せをしながら要望を出したいなということで頑張っているわけでございます。

会長 それでは本日は承認第1号から3号まででございます。慎重審議の程進めてまいりたいとおもいますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

事務局長 ありがとうございます。本日弥左委員より欠席の届けでがございました。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、6番阿部委員、7番森委員を指名いたします。この指名は、第11回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

 (異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 承認第1号 せたな町農業委員会事務局職員の任免について】

議長 「日程第 3 承認第 1 号 せたな町農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 1 ページ目をご覧ください。
承認第 1 号。せたな町農業委員会事務局職員の任免について。
せたな町職員の事務分掌異動に伴う農業委員会事務局職員について、次のとおり専決により発令したので承認を求める。令和 4 年 4 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 こちらにつきましては 4 月 1 日付け、せたな町の人事異動に伴い、事務局職員に異動がございました。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により農業委員会総会に上程し、承認を求めるものでございます。
解任が西田良子、任用が丹羽優でございます。以上で説明を終わります。

議長 はい。説明が終わりました。
新しく丹羽事務局長を事務局長兼総務係長を命ずるということで承認いたしたいと思います。

議長 ここで休憩を入れたいと思います。

(午後 1 時 41 分 休憩)
(午後 1 時 42 分 再開)

議長 それでは休憩を解きます。

【日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 2 ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしく願いいたします。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

事務局

農地法第3条の規定による農地について、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和4年4月26日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料1ページをご覧ください。

番号14番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計13筆、面積が合わせて[REDACTED]㎡、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から1年間、単価につきましては、[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、こちらの理由につきましては、農地を貸付したいためでございます。

事務局

2ページをご覧ください。

番号15番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、内、田んぼが3筆[REDACTED]㎡、畑が1筆[REDACTED]㎡、面積が合わせて[REDACTED]㎡、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から1年間、単価につきましては、田んぼが[REDACTED]円、畑が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、こちらの理由につきましては、農地を貸付したいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。

こちらにつきましても農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 4 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 5 ページをご覧ください。

番号 42 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

利用権設定等に係る土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXX、XXXX、XXXXの計 6 筆、面積が合わせまして XXXX m²、利用目的は普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 4 月 26 日、対価の支払期限が 2022 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が XXXX 円、売買価格は XXXX 円でございます。

事務局 6 ページをご覧ください。

番号 43 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

利用権設定等に係る土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXの計 2 筆、面積が合わせまして XXXX m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が XXXX 円、賃貸価格が XXXX 円、継続でございます。

事務局 7 ページをご覧ください。

番号 44 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

利用権設定等に係る土地につきましては、XXXXXXXXXX、面積が XXXX m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が XXXX 円、賃貸価格が XXXX 円、継続でございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 45 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 46 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

10 ページをご覧ください。

番号 47 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

11 ページをご覧ください。

番号 48 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 10 筆、内、田んぼが 4 筆 [REDACTED] m²、畑が 6 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

12 ページをご覧ください。

番号 49 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計12筆、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

事務局

13ページをご覧ください。

番号50番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

事務局

14ページをご覧ください。

番号51番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

事務局

15ページをご覧ください。

番号52番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

事務局

16ページをご覧ください。

番号53番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

事務局

17 ページをご覧ください。

番号 54 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

18 ページをご覧ください。

番号 55 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

19 ページをご覧ください。

番号 56 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 57 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 58 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 10 筆、面

積が合わせまして ■■■■■ m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございます、期間につきましては、2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■■ 円、新規でございます。

新規の契約となっておりますが、以前両方で賃貸しておりましたが、一時中断しておりましたので今回新規契約扱いとさせていただきます。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 59 番。利用権の設定等を受ける者、 ■■■■■、 ■■■■■
■■■■■ さん。利用権の設定等をする者、 ■■■■■、 ■■■■■ さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■ の計 20 筆、面積が合わせまして ■■■■■ m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございます、期間につきましては、2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■■ 円、新規でございます。

こちらにも新規の契約となっておりますが、番号 58 番と同様に以前両方で賃貸しておりましたが、一時中断しておりましたので今回新規契約扱いとさせていただきます。

事務局

23 ページをご覧ください。

番号 60 番。利用権の設定等を受ける者、 ■■■■■、 ■■■■■
■■■■■ さん。利用権の設定等をする者、 ■■■■■、 ■■■■■
■■■■■ さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■、 ■■■■■ の計 16 筆、面積が合わせまして ■■■■■ m²、利用目的は採草畑、こちらにつきましては農地保有合理化事業の賃貸借でございます、期間につきましては、2022年4月26日から2027年2月23日までの5年間、賃貸価格が ■■■■■ 円、前所有者は ■■■■■ さんでございます。

事務局

24 ページをご覧ください。

番号 61 番。利用権の設定等を受ける者、 ■■■■■、 ■■■■■
■■■■■ さん。利用権の設定等をする者、 ■■■■■、 ■■■■■ さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 ■■■■■、 ■■■■■ の計 2 筆、面積が合わせまして ■■■■■ m²、利用目的は普通畑、こちらは賃貸借でございます、期間につきましては、2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間、賃貸価格が ■■■■■ 円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 3 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 6 議案第 3 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 3 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 4 年 4 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 25 ページをご覧ください。
番号 7 番。所在につきましては[]、[]、[] の計 3 筆、面積が合わせまして [] m²、公簿地目は畑、現況は全て農地採草放牧地以外、利用状況につきましては山林でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に []、[] でございます。
2022 年 4 月 14 日に [] 会長、[] 代理、[] 委員、[] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、26 ページ、27 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。
(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 11 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 6 月 3 日

会議録署名委員

6 番 阿部 紹子

7 番 森 正勝

議長 原田 嘉博